

## 建設産業情報（最近の動向）

在外公館名 在ニュージーランド大使館

記入日 平成 25 年 8 月 29 日

### 1. 現地の建設工事に係る経済情報

#### (1) 建築許可データ（2013年6月）

（資料英題：Building Consents Issued: June 2013）

[http://stats.govt.nz/browse\\_for\\_stats/industry\\_sectors/Construction/BuildingConsentsIssued\\_HOTPJun13.aspx](http://stats.govt.nz/browse_for_stats/industry_sectors/Construction/BuildingConsentsIssued_HOTPJun13.aspx)

### 2. 建設業制度，入札契約制度の改正動向

なし

### 3. 報道情報

	タイトル，概要	日付/掲載紙	添付
1			

### 4. その他我が国建設業界にとって参考となりうる最近の動向（報道情報以外）

#### ■ 建築法改正

8月7日，ウィリアムソン建設大臣は，地震による被害を受けやすい建物を管理する制度を導入するため，今年，2004年建築法の改正法案を議会に提出すると発表した。これは，カンタベリー地震王立委員会による提言とビジネス・イノベーション・雇用省（MBIE）による包括的レビューを踏まえたものである。

#### <主な決定事項>

- ・地方機関は，地震による被害を受けやすい建物を特定するため，すべての建物（平屋の一軒家を除く）の耐震評価を法律施行から5年以内に実施。
- ・地震による被害を受けやすいものとして特定された建物は，法律施行から20年以内に耐震補強または取壊しを行う。
- ・MBIEは市民が閲覧できる地震による被害を受けやすい建物の登録簿を整備する。

- ・倒壊リスクのある建物等の公共の安全に重大な影響を及ぼすおそれのある建物および緊急時輸送ルート上の建物等の戦略的に重要な建物は優先される。
- ・通行者のほとんどいない農場建物等の影響が小さいと考えられる建物は上述の時間枠の免除を申請できる。
- ・1993年史跡法による史跡登録簿に登録された建物および歴史的ランドマークリストに登録された建物は上述の時間枠の延長を申請できる（最高10年）。

<http://www.beehive.govt.nz/release/earthquake-prone-buildings-policy-announced>

<http://www.dbh.govt.nz/epb-policy-review>